第3種郵便物認可 朝日新聞 H25.12.17 朝刊

介護実態 立ち入り調査

堺市 高齢者向け住宅の居室

急増する高齢者向け住宅の介護サービスの実態を把握するため、堺市が生活保護を受給するすべての入居者の居室に立ち入り調査する全国初の取り組みを始めた。介護保険法では認められない居室への立ち入りを、生活保護法を適用して実施。サービスの適正化を進め、介護報酬の不正請求を防ぐ考えだ。

生活保護法を適用

高齢世帯が増えて入居施設が不足するなか、国が2011年に制度化した「サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）」は13年11月現在で13万2639戸に急増している。

しかしケアプラン通り介護サービスが提供されているかどうか疑わしい場合でも、行政が介護保険法で立ち入り調査できるのはプライバシー保護の観点から事業者の事務所まで。入居者に十分調査できず、サービスの適否を判断する材料は事業者の報告に偏りがちだった。

堺市は生活保護受給者の現況確認のため居室への立ち入りを認める生活保護法に着目。介護サービスの確認も法の趣旨に沿うと判断し、今年6月から市内のサ高住など高齢者向け住宅に入る約6千世帯のうち、サービスを受ける生活保護受給約1200世帯に立ち入り調査を始めた。

年度内に1世帯につき少なくとも2回当たり、ケアプラン通り事業者が介護しているか調べ、問題があれば是正指導する。受給者だけでなく、同じ施設に入居する被介護者全体の処遇改善が期待できるという。

堺市生活福祉部の池之内寛一副理事は「ケアプラン通り介護しているかどうかのチェックは、被介護者の証言や居室の確認がなければ難しい。大半の事業者は問題ないと思うが、行政のチェック機能は果たすべきだ」と話す。

サービス不十分 徴収も

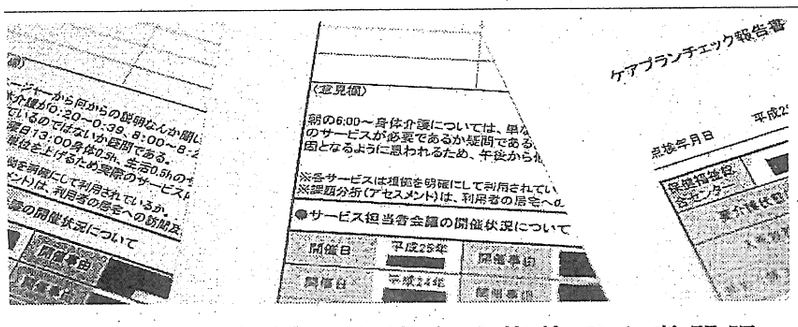

調査は堺市が委託した大阪市の社会福祉法人の専門チーム15人が担い、高齢者向け住宅の生活保護受給1200世帯を総当たりしている。1班2～4人で月約250世帯を回る。福祉施設に10年以上勤めてきたチームリーダーは、利用者本位のサービスとはほど遠い現場を各所で目にしたという。

ケアプラン通りであれば、被介護者の顔を洗ったり身なりを整えたりするのも福祉に携わる者としての理念があり、不正や利益誘導はしないというのが大前提だ。だが近年は状況が変わってきた。福祉と関係の薄かった企業が相次ぎ参入し、新たなサービスを提供する一方、理念よりも利潤を優先する面も見えるようになった。

堺市の一斉調査で作成された「ケアプランチェック報告書」。ある住宅調査の意見欄には「サービスが必要であるか疑問である」などと書かれていた（都福祉保健局）という。

厚生労働省は堺市の手法をサービスの適正化に有効と認め、調査費6600万円を全額補助する。

給湯室で自由に入れられる「お茶代」として、寝たきりの人からも月千円を徴収していた。身よりがなく訪ねてくる人もいないのに、訪問者を取り次ぐ「フロントサービス料」を取る事業者もいた。

「入居者の希望がかなえられていないと感じる場面が見受けられる。改善が必要な所はけっこうある」とリーダーは言う。

堺市の大規模な調査の背景には、入居者と行政の接点が乏しいことがある。生活保護受給者との接点は市町村のケースワーカーが担うが、全国的に人員不足で、介護サービスのチェックまで求められないのが実情だ。

頼みの綱は被介護者のケアプランを作成する民間のケアマネジャーだが、多くは介護企業や団体の社員・職員で、専門家は独立して公正中立なチェックを担保できる制度の必要性を指摘している。

（後藤泰良）

新たなチェックシステムが必要だ。生活保護法を適用しサービス適正化を図る堺市の取り組みは注目したい。新たなチェックシステムの全国的な議論のたたき台として、結果を待ちたい。